

愛知にカジノ設置をしないよう求める請願

紹介議員

わいの 恵子

下奥 奈歩

(趣旨)

2016年12月、民間による賭博を国家として認めようとするとんでもない法律が成立しました。「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が正式名称ですが、実際は「カジノ解禁推進法」そのものです。

カジノは刑法が禁じる賭博にほかならず、勤労意欲の減退、教育・風俗環境の悪化、ギャンブル依存症・多重債務・犯罪の増加、家庭崩壊、暴力団の暗躍、マネーロンダリングなどの害悪を必然的に生じさせます。

法務省は昨年末の国会答弁で、賭博行為そのものが「勤労その他の正当な原因によらず、単なる偶然の事情によって財物を獲得しようと他人と相争うものであり、…（中略）…さらには国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがあることなどから、社会の風俗を害する行為として処罰」の対象としていることを明確に述べました。

すでに日本はギャンブル大国であり、ギャンブル依存症大国です。ギャンブル依存症を増やさない唯一の方法は、これ以上賭博場をつくらないことです。

「人の不幸の上に成り立つ」カジノは、そもそも経済活動ではなく、一部の海外資本（胴元）だけが富を集中できる、収奪の仕組みそのものにほかなりません。

最低限のギャンブル依存症対策すら取られていない現状で、世界一ひどいギャンブル依存症をさらに悪化させ、反社会的事件を促進し、一方で地域振興にも役立たないカジノを認めるわけにはいきません。

私たちは、このような問題のあるカジノを愛知はもちろんのこと、日本のどこにも設置しないことを求めます。

(請願事項)

1. 愛知にカジノ施設建設をしないこと。

2018年2月 日

愛知県議会議長 中野 治美 様

請願者 カジノはいらん！ネットワーク・常滑
住所 常滑市本郷町2-281
氏名 佐々木 光津江